

資 料

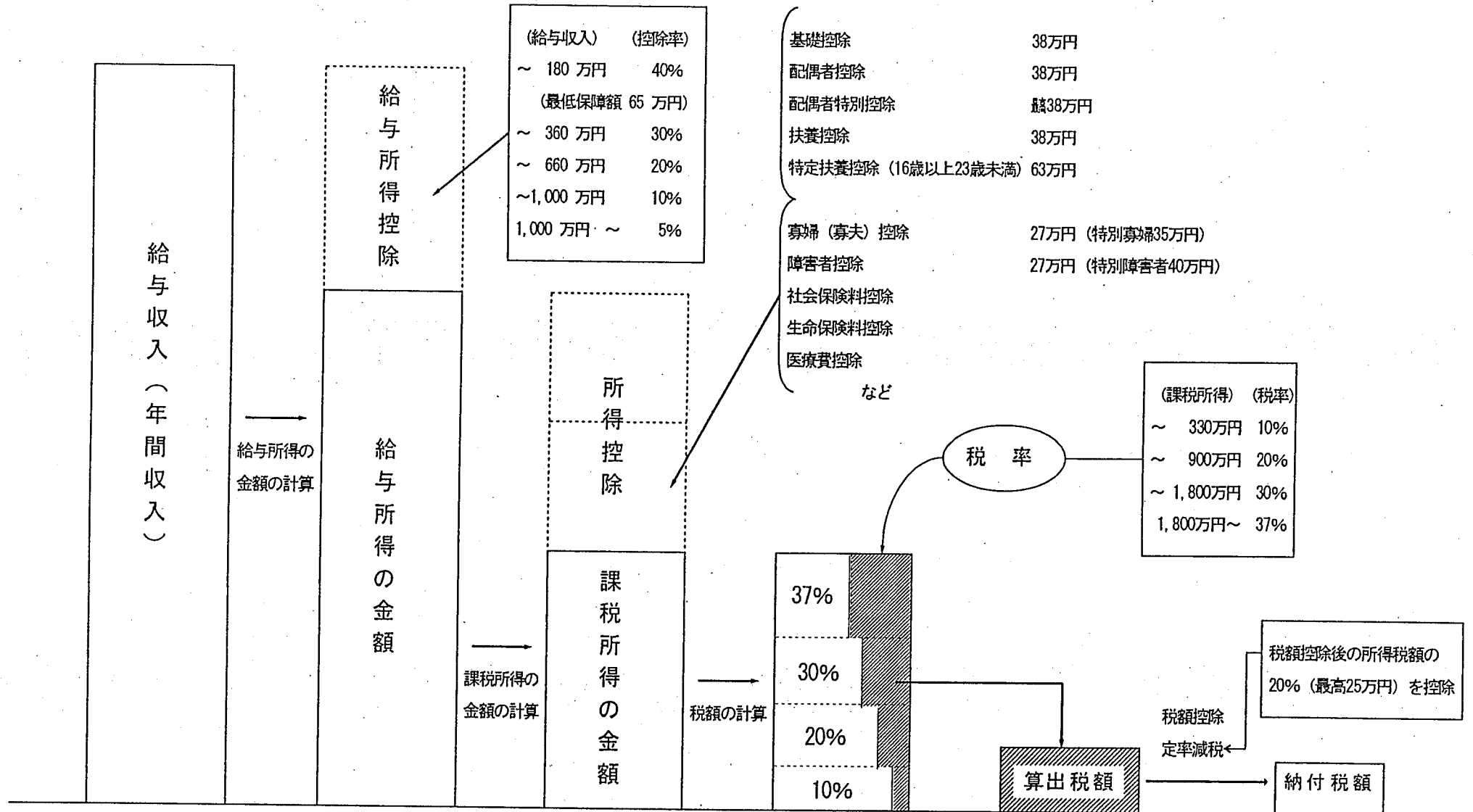
財務省主稅局

目 次

・ 給与所得者の所得税額計算のフローチャート	1
・ 課税単位の類型	2
・ OECD諸国における所得税の課税単位（未定稿）	3
・ 課税単位についての各国の沿革（未定稿）	4
・ 所得税・個人住民税の人的控除等一覧	5
・ 配偶者控除・配偶者特別控除の沿革	6
・ 配偶者控除・配偶者特別控除制度の仕組み	7
・ パート世帯の税負担の状況（夫婦子2人のサラリーマン世帯） （本人の給与収入を700万円と仮定した場合）	8
・ パート労働者（女子）における年収の調整状況及び理由別状況 （「平成7年パートタイム労働者総合実態調査」（労働省））	9
・ 各種制度における扶養親族等の年間収入等限度額	10
・ 妻の所得変化に対する世帯実所得の変化	11
・ 平成12年度 男女共同参画社会の形成の状況に関する年次報告（抄） （13年6月 内閣府）	12

・ 「男女共同参画に関する研究会」報告書（抄） （平成13年6月 経済産業省 男女共同参画に関する研究会）	13
・ パート問題に関する新聞記事	15
・ わが国税制の現状と課題（抄）—21世紀に向けた国民の参加と選択— （平成12年7月 税制調査会）	16
・ 世帯構成に応じた課税最低限の状況	19
・ 課税最低限の国際比較	20
・ 給与収入階級別の所得税・個人住民税負担額の国際比較	21
・ 男女共同参画基本計画（抄）（平成12年12月 閣議決定）	22

給与所得者の所得税額計算のフローチャート



課税単位の類型

類 型		考 え 方
稼 得 者 単 位		稼得者個人を課税単位とし、稼得者ごとに税率表を適用する。 (実施国：日本、イギリス)
夫婦単位 又は 世帯単位	合算分割 課 税	均等分割法 (2分2乗課税) 夫婦を課税単位として、夫婦の所得を合算し均等分割(2分2乗)課税を行う。具体的な課税方式としては、次のとおり。 ○ 独身者と夫婦に対して同一の税率表を適用する単一税率表制度 (実施国：ドイツ) ○ 異なる税率表を適用する複数税率表制度 (実施国：アメリカ (夫婦共同申告について夫婦個別申告の所得のブラケットを2倍にしたブラケットの税率表を適用))
		不均等分割法 (n分n乗課税) 夫婦及び子供(家族)を課税単位とし、世帯員の所得を合算し、不均等分割(n分n乗)課税を行う。 (実施国：フランス (家族除数制度))
	合算非分割課税	夫婦を課税単位として、夫婦の所得を合算し非分割課税を行う。

(注)

1. イギリスは、1990年4月6日以降、合算非分割課税から稼得者単位の課税に移行した。
2. アメリカ、ドイツでは、夫婦単位と稼得者単位との選択制となっている。
3. 諸外国における民法上の私有財産制度について
 - (1)アメリカ：連邦としては統一的な財産制は存在せず、財産制は各州の定めるところに委ねており、一般的にアングロサクソン系の州は夫婦別産制、ラテン系の州は夫婦共有財産制。
 - (2)イギリス：1882年の妻財産法 (Married Women's Property Act 1882) により、夫婦別産制が採用。
 - (3)ドイツ：原則別産制。財産管理は独立に行えるが、財産全体の処分には他方の同意が必要。
 - (4)フランス：財産に関する特段の契約なく婚姻するときは法定共通制 (夫婦双方の共通財産と夫又は妻の特有財産が併存する)。

OECD諸国における所得税の課税単位（未定稿）

国名	個人単位	夫婦単位			
		合算分割		合算非分割	
		2分 2乗	n分 n乗	複数 税率表	
オーストラリア	○				
オーストリア	○				
ベルギー	○				
カナダ	○				
チェコ	○				
デンマーク	○				
フィンランド	○				
フランス			○		
ドイツ	○	○			
ギリシャ	○				
ハンガリー	○				
アイスランド	○				
アイルランド	○			○	
イタリア	○				
日本	○				
韓国	○				
ルクセンブルク		○			
メキシコ	○				
オランダ	○				
ニュージーランド	○				
ノルウェー	○				○
ポーランド	○	○			
ポルトガル		○			
スペイン	○			○	
スウェーデン	○				
スイス				○	
トルコ	○				
イギリス	○				
アメリカ	○			○	
スロバキア	○				

“The OECD Tax Data Base” (OECD), “Taxing Wages 1998-1999” (OECD), “European Taxation Database 2000” (IBFD)等に基づき作成。

課税単位についての各国の沿革 (未定稿)

	日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ン ス
現在の課税単位	個人単位	個人単位又は夫婦単位 個人単位 } の選択 二分二乗 } (複数税率表)	個人単位	個人単位又は夫婦単位 個人単位 } の選択 二分二乗 } (単一税率表)	夫婦及び子供(家族)単位 n分n乗
民法上の考え方	夫婦別産制	財産制度は各州で異なる アングロサクソンの州 — 別産制 ラテン系の州 — 共有財産制	夫婦別産制	原則別産制 (財産管理は独立、財産全体の処分は他方の同意必要)	法定共通制 (夫婦双方の共通財産と特有財産が併存)
沿 革	<p>1887年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得税創設 (世帯単位合算非分割主義) <p>1950年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人単位主義を採用 ・資産所得等の合算制度 ①資産所得合算(翌年廃止) ②専従者給与の事業者への合算 ③扶養控除を受ける親族の所得の合算(翌年廃止) <p>1957年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定の高額所得者に限り資産所得合算復活 ※1989年廃止 <p>1961年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配偶者控除新設 	<p>1913年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得税創設 (個人単位主義) <p>1948年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二分二乗方式の選択的採用 <p>1951年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独身世帯主用税率表を新設 <p>1969年 (1971年実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独身者用税率表を新設 ・共同申告書を提出する夫婦用税率表を新設 <p>1981年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共稼ぎ控除制度を新設 ※1987年廃止 	<p>1799年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得税創設 (夫婦単位合算非分割主義) <p>1914年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夫・妻各々が分離査定を選択しうる制度を採用 <p>1920年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妻のための勤労所得特別控除制度新設 <p>1968年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子女の投資所得の合算制度を導入 ※1972年廃止 <p>1971年(1972年実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妻の勤労所得の分離課税の選択的採用 <p>1988年(1990年実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人単位主義へ移行 (夫婦者控除創設) <p>1999年 (2000年実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・65歳未満の夫婦について夫婦者税額控除廃止 	<p>1920年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連邦所得税制度創設 (世帯単位合算非分割主義) <p>1921年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妻の所得のうち夫と無関係の事業から得られる所得等について独立課税を採用 ※1934年廃止 <p>1941年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妻の所得のうち夫と無関係の事業から得られる従属的労働所得について独立課税を採用 <p>1958年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二分二乗方式と個人単位方式の選択的採用 <p>1964年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子女の所得の合算を廃止 	<p>1914年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般所得税創設 (世帯単位合算非分割主義) ※ただし家族数に応じた控除あり <p>1945年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族除数方式 (n分n乗方式) の採用 <p>1982年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族除数方式の適用による税額の軽減に上限設定 <p>1983年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納税義務を夫の単独責任から夫婦の連帯責任へ変更

所得稅・個人住民稅の人的控除等一覽

(單位：万円)

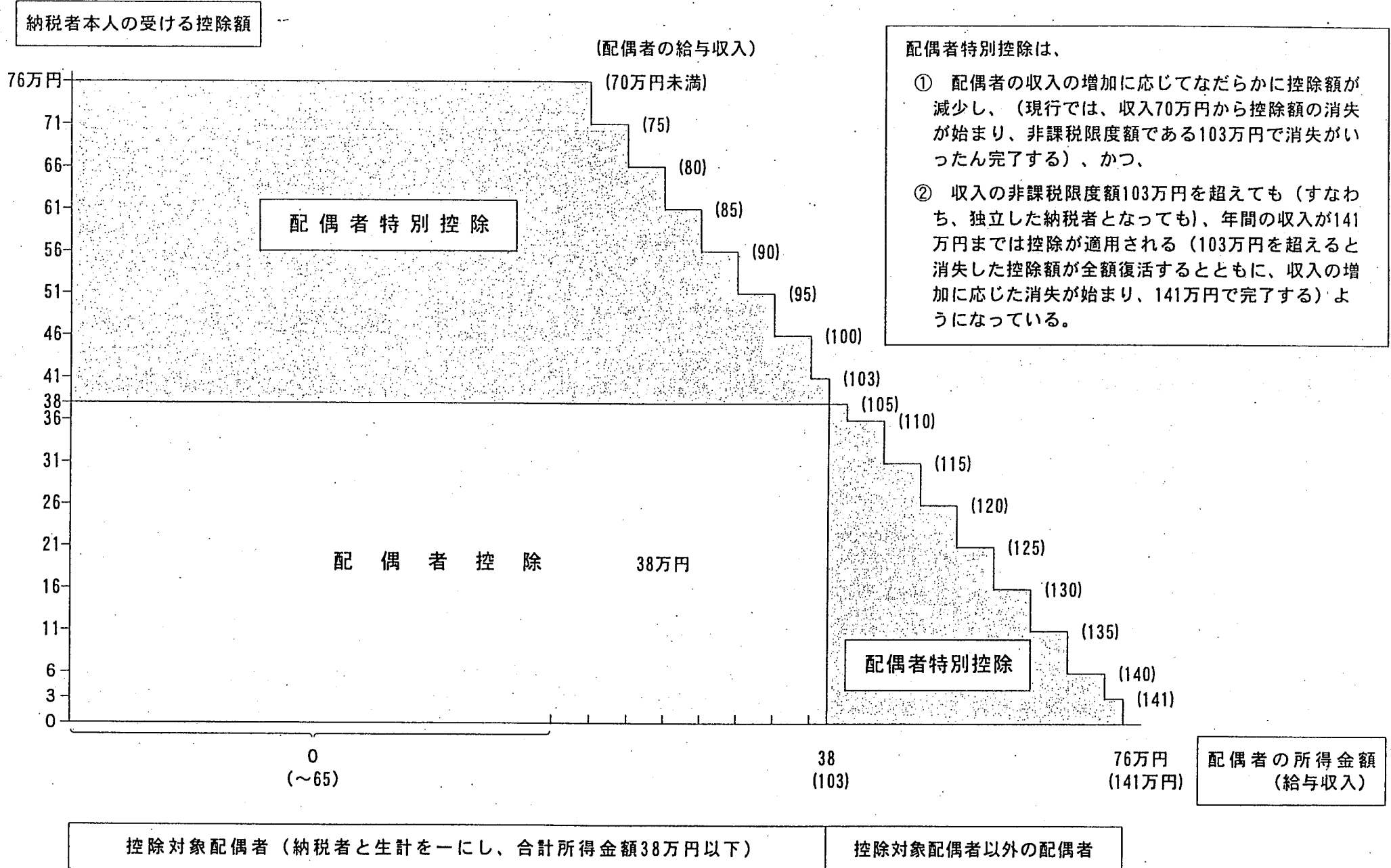
項 目		所 得 稅	個 人 住 民 稅		
基 礎 的 な 人 的 控 除	基礎控除		3 8	3 3	
	配偶者控除	控除対象配偶者	3 8	3 3	
		老人控除対象配偶者(70歳以上)	4 8	3 8	
		同居特別障害者加算	+ 3 5	+ 2 3	
	配偶者特別控除		最高 3 8	最高 3 3	
	扶養控除	扶養親族		3 8	3 3
		特定扶養親族(16歳以上23歳未満)		6 3	4 5
		老人扶養親族(70歳以上)		4 8	3 8
		同居老親等加算		+ 1 0	+ 7
		同居特別障害者加算		+ 3 5	+ 2 3
特 別 な 人 的 控 除	老年者控除(本人)		5 0	4 8	
	障害者控除	障害者(本人、配偶者、扶養親族)	2 7	2 6	
		特別障害者(同上)	4 0	3 0	
	寡婦控除 (本人)	寡婦	2 7	2 6	
		特定の寡婦加算	+ 8	+ 4	
	寡夫控除(本人)		2 7	2 6	
勤労学生控除(本人)		2 7	2 6		
白 色 事 業 専 従 者 控 除	配偶者		8 6	8 6	
	配偶者以外		5 0	5 0	

配偶者控除・配偶者特別控除の沿革

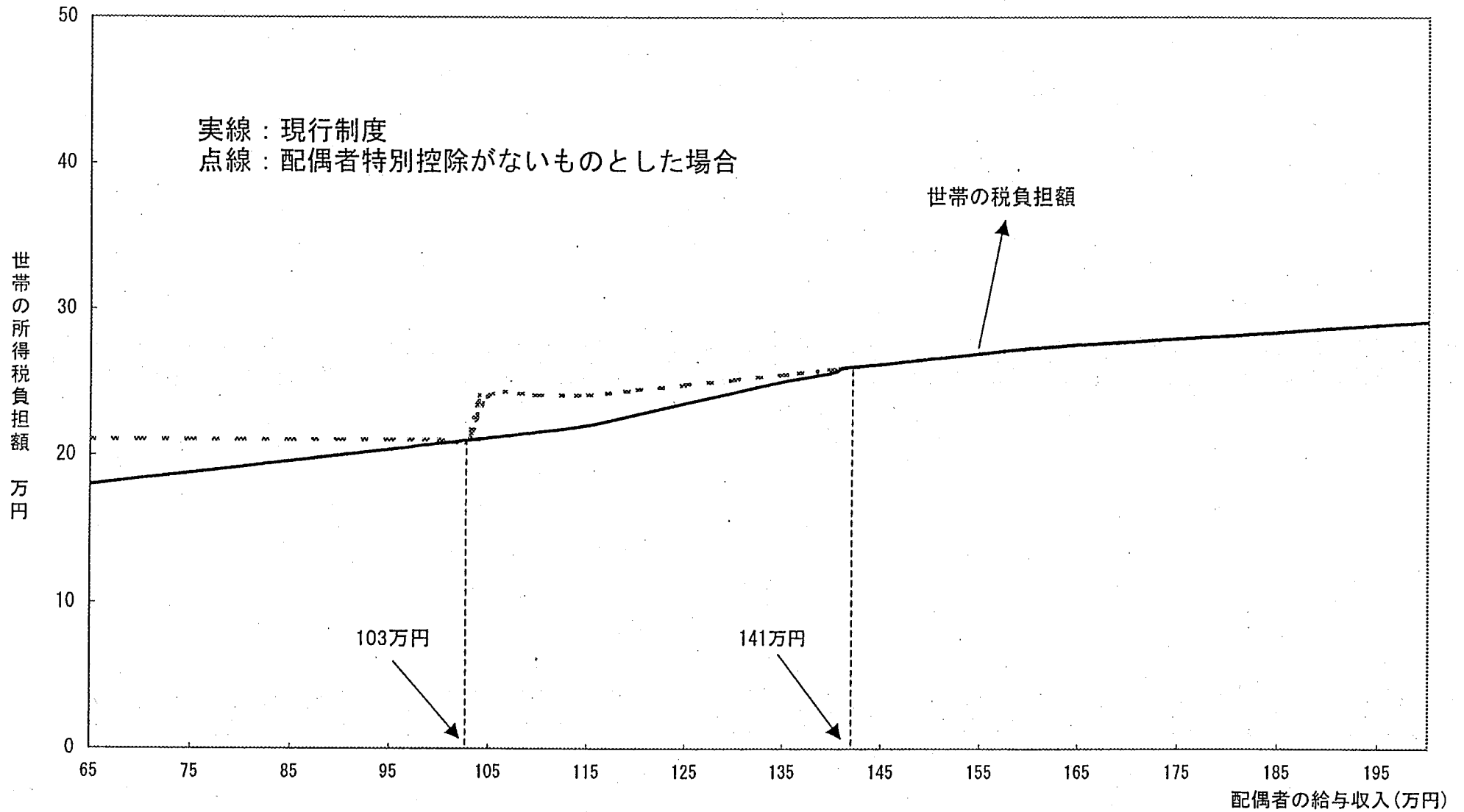
	配偶者控除額	配偶者特別控除額	
昭和 36 年	〔扶養控除に代えて 配偶者控除を創設〕		
37		90,000円	
38		100,000円	
39		105,000円	
40		110,000円	
41		120,000円	
42		130,000円	
43		150,000円	
44		160,000円	
45		170,000円	
46 (当初 年内)		180,000円	
		190,000円	
47		200,000円	
48		〃	
49		210,000円	
50・51	240,000円		
52～55	260,000円		
56・57	290,000円		
58	〃		
	(30万円)		
59～61	330,000円	(昭和62年創設)	
62	〃	(本人の所得要件)	
	(38万円)	112,500円	800万円以下
63	〃	165,000円	〃
平成元～6	350,000円	350,000円	1,000万円以下
7～	380,000円	380,000円	〃

- (注) 1. 上記の金額は平年ベースである。
 2. 58年の()書は、昭和58年分所得税の臨時特例法適用後のものである。
 3. 62年の()書は、昭和62年分所得税の臨時特例法適用後のものである。

配偶者控除・配偶者特別控除制度の仕組み

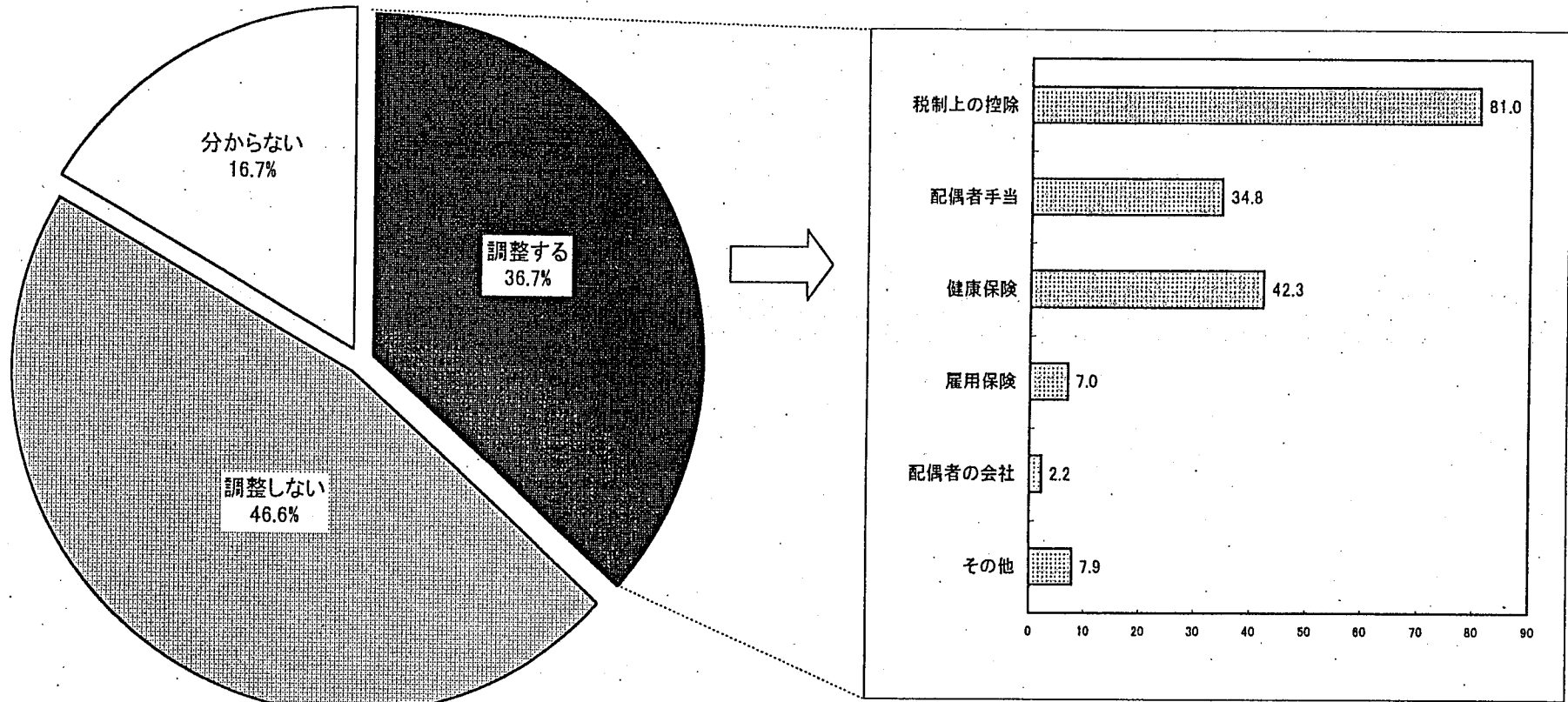


パート世帯の税負担の状況(夫婦子2人のサラリーマン世帯)
 (本人の給与収入を700万円と仮定した場合)



(注)1. 本人の給与収入を700万円とし、一定の社会保険料が控除されるものとして計算している。
 2. 子2人は本人の扶養親族とし、子のうち1人は特定扶養親族に該当するものとした。

パート労働者(女子)における年収の調整状況及び理由別状況
 (「平成7年 パートタイム労働者総合実態調査」(労働省))



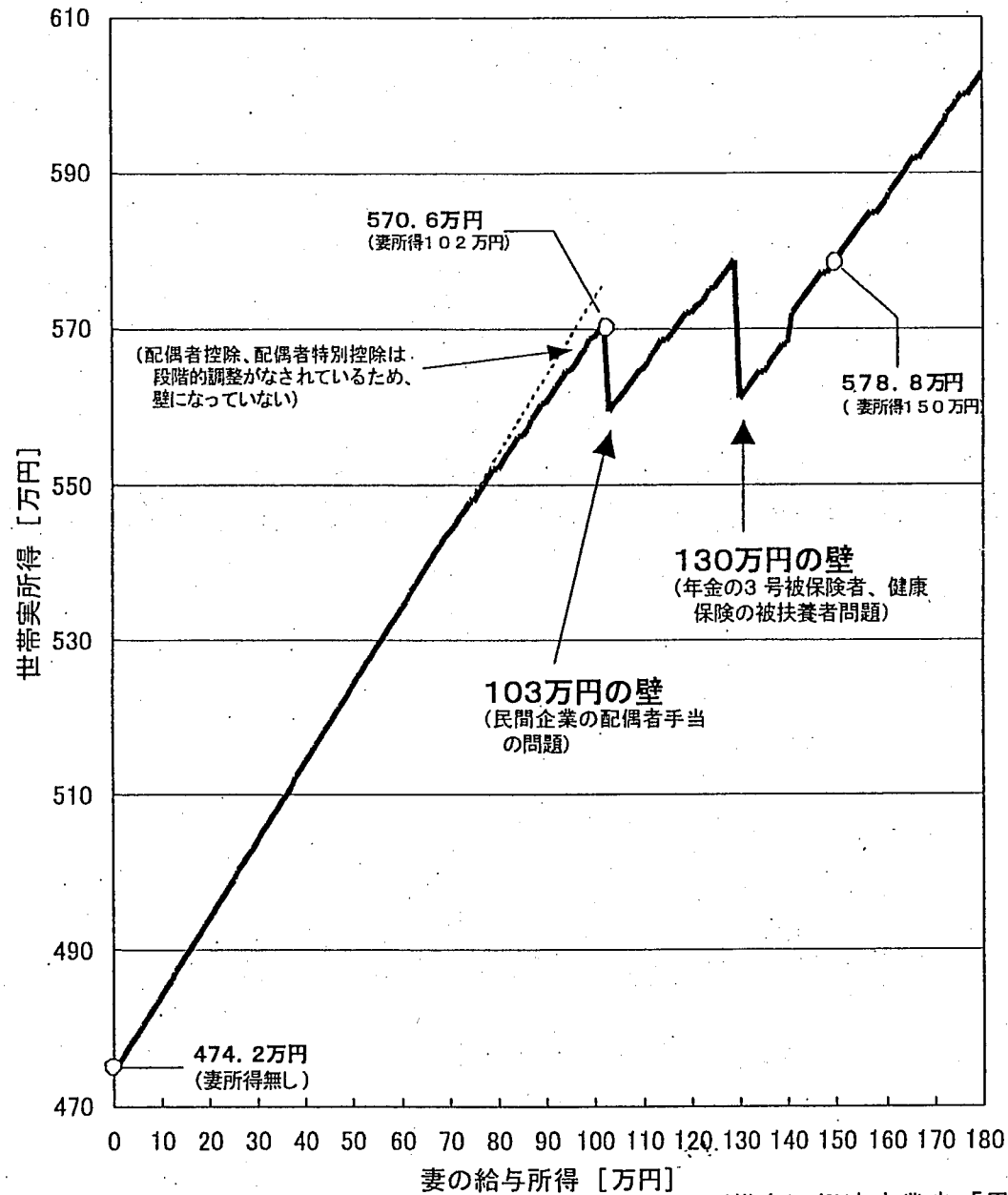
- (注) 1 「税制上の控除」とは「配偶者の税制上の配偶者控除や配偶者特別控除がなくなるから」を指す。
 2 「配偶者手当」とは「配偶者の会社の配偶者手当がもらえなくなるから」を指す。
 3 「健康保険」とは「配偶者の健康保険の被保険者からはずれ、自分で加入しなければならないから」を指す。
 4 「雇用保険」とは「雇用保険に加入しなければならないから」を指す。
 5 「配偶者の会社」とは「配偶者の会社に自分が働いていることが知られてしまうから」を指す。
 6 横棒グラフの計数は円グラフの「調整する」を100とした場合の構成比である。(複数回答あり)

各種制度における扶養親族等の年間収入等限度額

区分	所得税法（地方税法） 上の控除対象配偶者	健康保険法上の 被扶養者	国民年金法上の 第3号被保険者	国家公務員の給与法上 の扶養親族
収入等 限度額	（所得）38万円以下 （給与収入103万円）	130万円未満	130万円未満	130万円未満
限度額 超過の 場合	<p>○ 配偶者控除（所得税38万円、個人住民税33万円）の適用はなくなるものの、給与収入141万円までは配偶者特別控除により配慮</p>	<p>○ 国民健康保険法上の被保険者になる場合 保険料＝ 所得割＋資産割 ＋（均等割＋平等割） × 軽減割合</p> <p>○ 健康保険法上の被保険者になる場合 $\text{月額保険料} = \frac{\text{標準報酬} \times 85}{1,000}$ を労使折半</p>	<p>○ 国民年金法の第1号被保険者になる場合 月額保険料＝ 13,300円</p> <p>○ 厚生年金保険法上の被保険者になる場合 $\text{月額保険料} = \frac{\text{標準報酬} \times 173.5}{1,000}$ を労使折半</p>	<p>○ 扶養手当（月額16,000円）の支給がなくなる。</p>

妻の所得変化に対する世帯実所得の変化

(夫の給与548万円+配偶者手当、妻の時給1260円の場合)



平成 12 年度 男女共同参画社会の形成の状況に関する年次報告（抄）

（13 年 6 月 内閣府）

第2章 就業の分野における男女の共同参画

第3節 就業形態の多様化

（一般労働者とパートタイム労働者との賃金の格差は 66.9）

（中略）

また、女性のパートタイマーの意識を、厚生労働省「パートタイム労働者総合実態調査」（平成7年）でみると、年収が所得税の非課税限度額の103万円を超えそうな場合どのようにするかについて、「年収が非課税限度額を超えても関係なく働く」とする者が25.6%である一方、「最初から年収が非課税限度額を超えないよう計画的に働く」（23.4%）と「年収が非課税限度額を超えそうになったら休みをとるなどして調整する」（14.2%）を合わせた就業調整を考慮するとする者は37.6%に達している。さらに、年収に所得税がかからないようにすること以外の理由で年収が一定額を超えないように調整するかについては、調整しないが46.6%、調整するが36.7%あり、調整するとした者の調整する理由（複数回答）をみると、「一定額を超えると配偶者の税制上の配偶者控除や配偶者特別控除が無くなるから」（81.0%）、「一定額を超えると配偶者の健康保険の被保険者からはずれ、自分で健康保険に加入しなければならないから」（42.3%）、「一定額を超えると配偶者の会社の配偶者手当がもらえなくなるから」（34.8%）が多くなっている。

このような結果からは、パートタイム労働者のうち、例えば税金、社会保険料、配偶者手当を考慮し、年収が一定限度額にとどまるよう就業調整を行っている者が少なくないと考えられる。こうした税制、社会保障制度等の仕組みは、パートタイム労働者の賃金上昇を押さえるとともに、その能力向上意欲を失わせることになり、結果としてパートタイム労働者の評価に影響を与えかねない面がある。なお、所得が一定額を超える場合に、配偶者控除が適用されなくなることから、かえって世帯全体の税引後手取額が減少してしまうという手取りの逆転現象への対応の観点から、昭和62年に配偶者特別控除が創設されており、税制上の手取りの逆転現象は解消されているところである。

「男女共同参画に関する研究会」報告書（抄）

～経済主体・経済活動の多様化と活性化を目指して～

平成13年6月

経済産業省

男女共同参画に関する研究会

第3章 女性の就労に与える税制・年金などの影響

～ 就業に中立な制度の構築を！ ～

・103万円、130万円の壁と就労調整

2号被保険者（サラリーマン）を配偶者に持つ人が、パートなど企業に就職して所得を得るようになったとき世帯実所得がどのように変化していくかを見ると、所得が103万円を超えるとかえって世帯の実所得が減少する。また、130万円を超えるところでも世帯実所得が減少しており、後者の方が減少幅も大きい。

このような制度の下、多くのパートタイム労働者等が年収を103万円未満に抑える“就労調整”を行っており、フルタイム労働と現行のパート労働の間にあるような働き方、例えば高いスキルを活かして週に2～3日働くような労働形態が普及しない要因の一つとなっている。

・就労調整の制度的要因 — 3号被保険者問題と配偶者手当

企業の賃金制度における配偶者手当については、支給制度を持つ多くの企業において配偶者の所得が103万円未満であることを要件としている。このことが、いわゆる「103万円の壁」を制度的に作り出している真の要因となっている。

また、130万円の壁の原因となっているのは、2号被保険者（サラリーマン）の配偶者であれば保険料の納付を要しない3号被保険者となっているのが、所得が130万円を超えた途端にこの資格を失い、自分で国民年金（若しくは厚生年金）に加入しなければならなくなるからである。

これが、いわゆる「3号被保険者問題」であるが、就労に中立な制度の構築という観点から、健康保険制度における被扶養者の取り扱いと併せて見直されることが望ましい。

・税制は就労に関して中立的

試算で見たように、税制における配偶者控除・配偶者特別控除は、就業による所得の増加と世帯実所得の変化に対して大きな壁を作らないような制度になっており、就労調整の理由としてパートタイム労働者総合実態調査で見られるような、「配偶者の所得に係る税制上の控除（配偶者控除・配偶者特別控除）が無くなること」「所得税の非課税限度額を超えると申告して追加的に税金を納めなければならないこと」は、いわば「思い込み」によるものであることが分かる。

・時給が高い人ほど、有利な制度になかなか移れない

試算で見たように、国民年金の保険料は給与所得130万円前後では厚生年金の保険料よりも高いため、家計にとっては厚生年金に加入できた方が有利である。しかしながら、厚生年金への加入要件が労働時間等が一般社員の3/4以上であることとなっているため、時給の高い人ほど所得が高くならなければ有利な制度へ移行できなくなっている。

★目指すべき方向性

・3号被保険者制度の廃止、被扶養配偶者に関する負担の創設

就業に中立的な制度を構築する観点から、「130万円の壁」を作り出している3号被保険者制度についてはこれを抜本的に見直し、受益に応じた負担という観点からも、健康保険制度と併せて例えば「18歳以上65歳未満の被扶養者」について追加的な保険料徴収の対象とすることが望ましい。例えば、被扶養配偶者のいる2号被保険者の年金保険料率を引き上げることなどが考えられる。

また、厚生年金、組合健康保険における「一般社員の3/4以上の労働時間」という要件は撤廃し、これらの制度が存在する企業では、労働時間に関わらず全ての労働者を加入させることが望ましい。

・配偶者手当を前提としない賃金制度へ

配偶者手当は、試算で見たように女性の就業と世帯年収の関係に大きな影響を及ぼしているという観点からも、職務の明確化と「同一労働、同一賃金」原則の観点からも、配偶者手当分を賃金全体の原資とする方向で最終的には廃止されることが望ましい。

13.5.10 毎日4面

税制の趣旨のみ給与規定見直し

4月30日本欄「税制がパート収入増加を阻む」にて、私も毎年、この件でパートの方から質問を受けま

す。配偶者特別控除が導入された10年以上になるのに、いまだに理解していない人が多く、税務当局がも

っと分かっていく周知すべきだと思います。また、税法上の扶養親族

しかし、妻の収入が103万円を超えれば本人に所得税がかかります。その場合、会社があることもこの問題には何の影響もありません。従って、もし夫の税金のために年間収入を103万円以下に抑えるようなことを

税制がパート収入増加を阻む

私の妻は1日に3時間程度のパート勤務をしている。私の給与所得から配偶者控除を受けるため、妻は年間収入が103万円以下になるようにしている。

毎年のことだが、妻はわざわざ休日を取って、年間収入を調整している。そのおかげで、おかしなことが起る。年々、パートの時間給が上がる。その度に、年間収入が103万円を超えないよう、休み回数を増やさないといいなくなる。私の給料だけでは足りな

13.4.30 毎日5面

わが国税制の現状と課題（抄）

— 21世紀に向けた国民の参加と選択 —

〔平成12年7月
税制調査会〕

第二 個別税目の現状と課題

一 個人所得課税

4. 課税ベースとしての所得

(2) 課税最低限と控除

② 主要な控除

ハ. 配偶者控除及び配偶者特別控除

納税者が、一定所得金額以下の配偶者を有する場合、その納税者本人の税負担能力（担税力）の減殺を調整する趣旨から、配偶者控除（所得税：38万円、個人住民税：33万円）及び配偶者特別控除（所得税：最高38万円、個人住民税：最高33万円）が設けられています。配偶者特別控除は、配偶者の収入に応じて控除額が減少する消失控除（収入の増加に伴い、控除額を段階的に減少させる控除であり、税引後の手取額の変化を緩和する役割を果たしています。）となっています。

配偶者については、かつて一人目の扶養親族として扶養控除が適用されていましたが、夫婦は相互扶助の関係にあつて、一方的に扶養している親族と異なる事情があることなどに鑑み、昭和36年度に扶養控除から独立させて配偶者控除が創設されました。

その後、昭和62・63年の抜本的税制改革の際に、納税者本人の所得の稼得に対する配偶者の貢献に配慮し、税負担の調整を図る観点や、いわゆるパート問題、すなわちパートで働く主婦の所得が一定額を超える場合に、配偶者控除が適用されなくなることから、かえって世帯全体の税引後手取額が減少してしまうという手取りの逆転現象への対応の観点などから、配偶者特別控除が消失控除の形で創設されました。この配偶者特別控除の創設によって、税制上の手取りの逆転現象は解消されてい

ます。

(注) パート問題と税制、社会保険制度、賃金制度

上述のとおり、パート問題について税制面においては解決が図られていますが、依然、パート収入をめぐり手取りの逆転現象が指摘されています。これは、パート収入が一定水準に達すると、配偶者手当が支給されなくなったり、社会保険制度の上で被扶養者として扱われなくなり、独立の被保険者として保険料を負担しなければならなくなったりすることがあるためです。配偶者の取扱いについては、それぞれの制度の趣旨がありますが、社会保険制度や賃金制度がパート問題に密接に関わっていることに留意しなければなりません。

主要国を見ても、税制上、配偶者に関して何らかの配慮をする制度が設けられています。

(注) 主要国における配偶者への配慮に関する制度

アメリカでは納税者本人、その他の扶養親族と同一の人的控除が適用されます。また、夫婦単位課税の選択が認められています。イギリスでは夫婦控除が設けられています(2000年度から廃止予定)。ドイツでは控除はありませんが、夫婦単位課税の選択が認められており、フランスも控除はなく、家族数に応じたN分N乗方式により配慮が行われています。

配偶者に係る控除、とりわけ、配偶者特別控除については、女性の社会進出、男女共同参画社会の進展などを踏まえ、就業に対する税の中立性の観点から、その性格、あり方の見直しが必要であるとの意見が高まってきています。

基礎的な人的控除が世帯構成員の数などに応じて納税者の税負担能力(担税力)を調整するための仕組みであることを踏まえると、配偶者を有する納税者への配慮として配偶者控除と配偶者特別控除の二つの控除の適用を認めていることは、納税者本人や扶養親族に係る配慮と比較してかなり大きいものとなっています。

また、就業している配偶者であっても、所得が一定額以下であれば、自らは基礎控除の適用を受けて課税関係が生じない一方で、その者の配偶者である納税者本人は、その課税所得金額の計算上、配偶者控除等の適用を受けており、その意味でいわば二重の人的控除を享受する結果となっています。

したがって、女性の社会進出、男女共同参画社会の進展などを踏まえ、税負担能力(担税力)の減殺を調整するといった所得控除の趣旨や他の基礎的な人的控除とのバランス、制度の簡明性などの観点から、配偶者に係る控除のあり方について検討を加える必要があると考えます。なお、その際には、消失控除の仕組みによる税引後の手取りの逆転現象への対応の必要性にも留意しなければなりません。

なお、配偶者控除等は現実に多数の世帯に適用され、定着していることなどからも、慎重な検討を要するのではないかと

の意見もありました。

(注) 配偶者が所得を有する場合に、納税者本人と合算して世帯単位（夫婦単位）で個人所得課税の負担を求めることを世帯単位課税（夫婦単位課税）と呼びます。わが国は個人単位課税ですが、個人単位の下でも配偶者を有する納税者について控除等による何らかの負担調整を講じることは国際的にも広く行われています。課税単位と控除の問題は区別して論じる必要があります（なお、課税単位の問題については後述の「8. 課税単位と課税方式等」を参照。）。

世帯構成に応じた課税最低限の状況

(夫婦子2人の給与所得者の場合 3, 842千円)

給与所得控除	社会 保険料 控除	基 礎 控 除	配 偶 者 控 除	配 偶 者 特別控除	扶 養 控 除	特 定 扶 養 控 除
1,308千円	384千円	380千円	380千円	380千円	380千円	630千円

(夫婦子1人の給与所得者の場合 2, 833千円)

給与所得控除	社会 保険料 控除	基 礎 控 除	配 偶 者 控 除	配 偶 者 特別控除	扶 養 控 除
1,030千円	283千円	380千円	380千円	380千円	380千円

(夫婦のみの給与所得者の場合 2, 200千円)

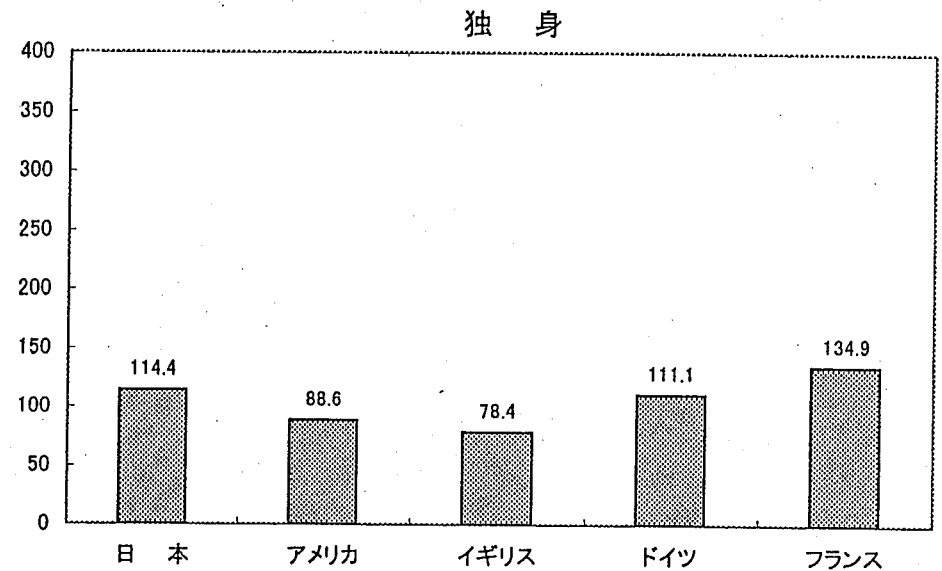
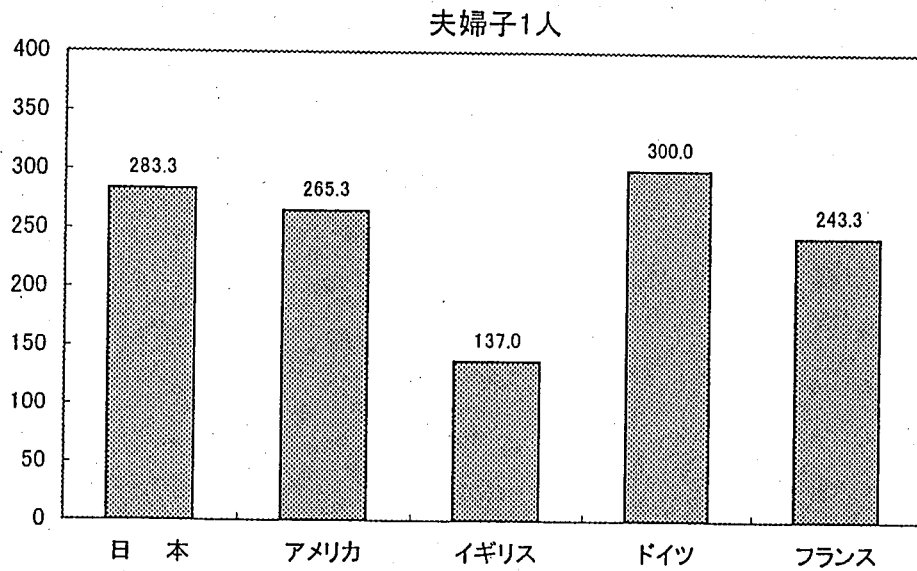
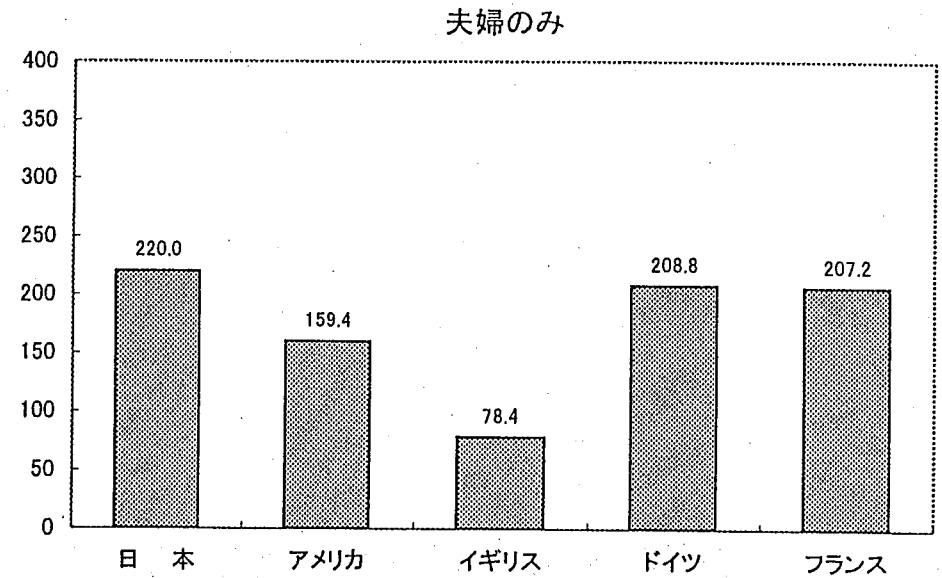
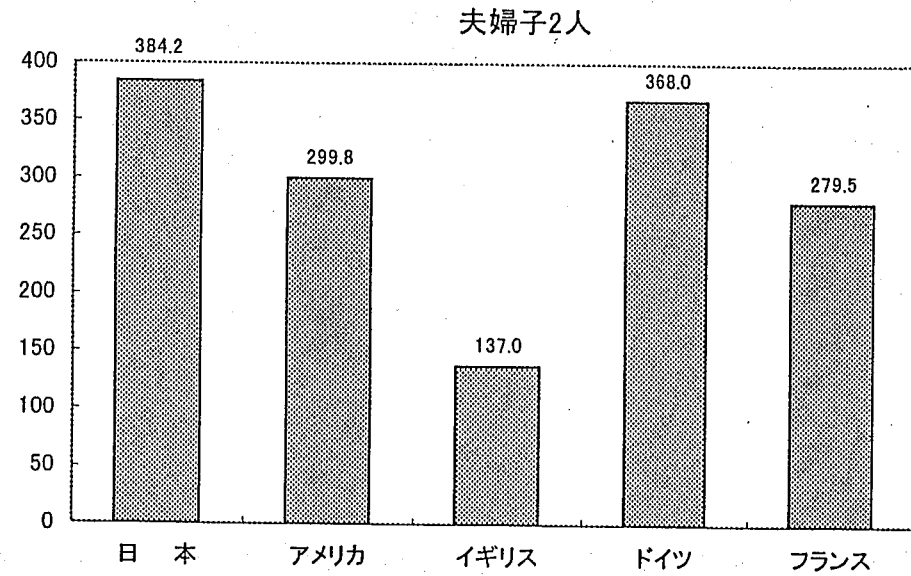
給与所得控除	社会 保険料 控除	基 礎 控 除	配 偶 者 控 除	配 偶 者 特別控除
840千円	220千円	380千円	380千円	380千円

(独身の給与所得者の場合 1, 144千円)

給与所得控除	社会 保険料 控除	基 礎 控 除
650千円	114千円	380千円

課税最低限の国際比較

(単位:万円)

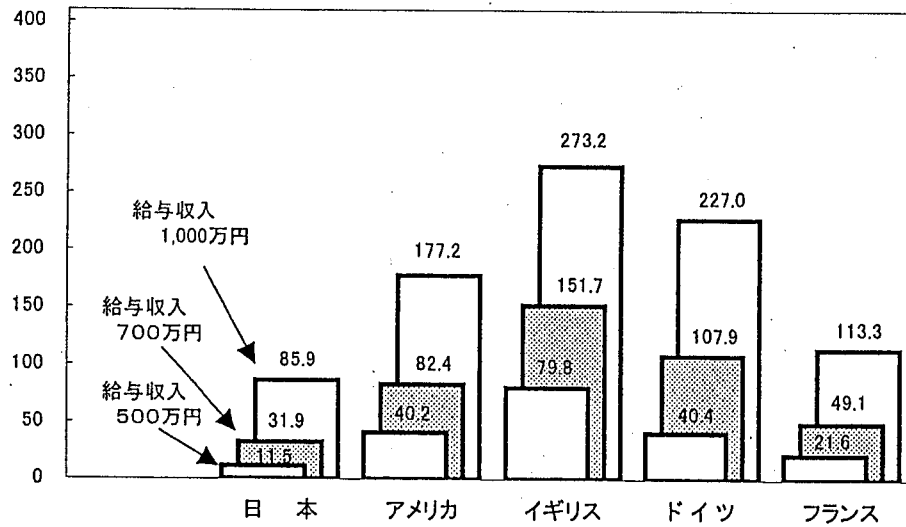


- (注) 1. 日本は、夫婦子2人の場合は子のうち1人が特定扶養親族に該当するものとしている。
 2. アメリカは、夫婦子1人の場合はその子を、夫婦子2人の場合は子のうち1人を17歳未満として計算している。
 3. 諸外国は平成13年7月現在の税法に基づく。換算レートは1ドル=119円、1ポンド=173円、1マルク=55円、1フラン=16円。

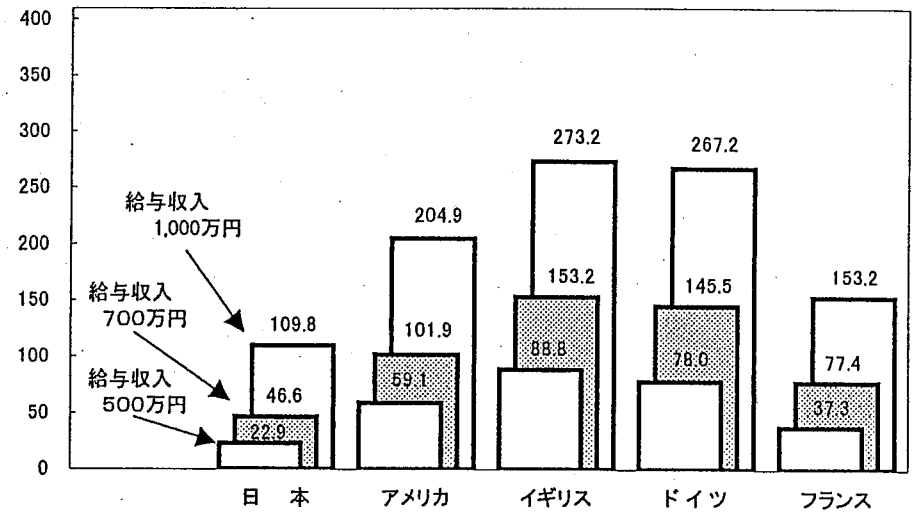
給与収入階級別の所得税・個人住民税負担額の国際比較

(単位:万円)

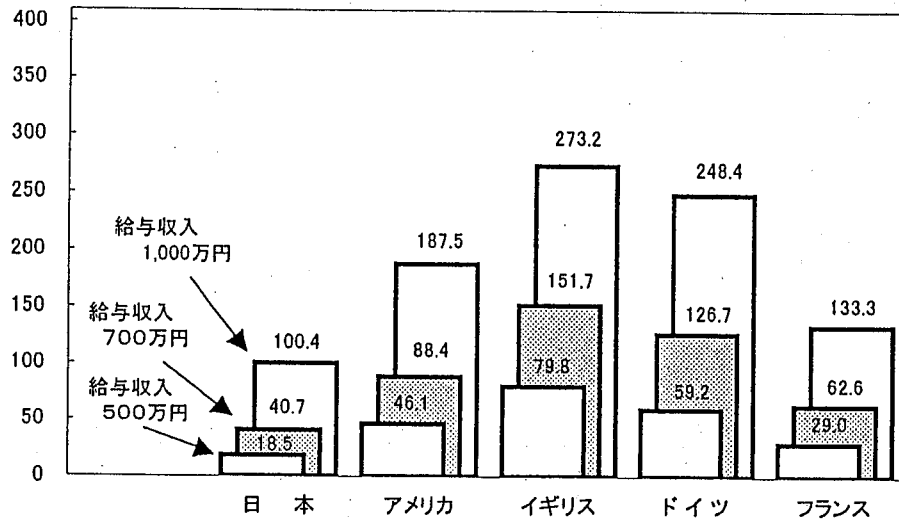
夫婦2人



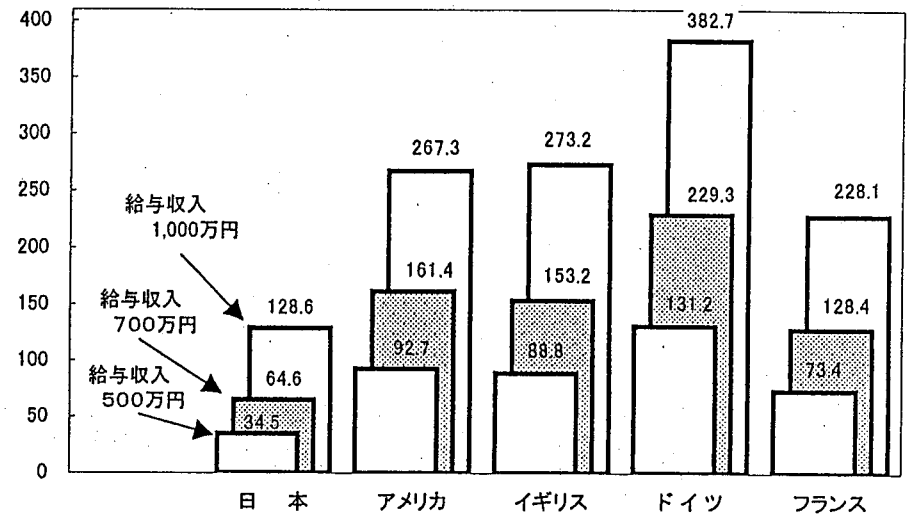
夫婦のみ



夫婦1人



独身



- (注) 1. 日本は夫婦2人の場合は、子のうち1人が特定扶養親族に該当するものとしている。
 2. アメリカは夫婦1人の場合は、その子を、夫婦2人の場合は子のうち1人を17歳未満としている。
 3. ドイツは夫婦1人の場合は、その子を、夫婦2人の場合は子のうち1人を16歳未満としている。
 4. 日本の個人住民税は所得割のみである。アメリカの住民税はニューヨーク州の所得税を例にしている。
 5. 諸外国は2001年7月現在。
 6. 邦貨換算レートは次のレートによる。1ドル=119円、1ポンド=173円、1マルク=55円、1フラン=16円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場:平成12年12月から平成13年5月までの実勢相場の平均値)

男女共同参画基本計画（抄）

平成12年12月12日
閣議決定

2 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省
<p>(1) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し</p> <p>社会制度・慣行は、明示的には性別による区別を設けていない場合でも、現実に男女が置かれている状況の違いを反映し、あるいは世帯に着目して個人を把握する考え方をとるため、結果的に男女に中立的に機能しないことがある。</p> <p>女性も男性も固定的な役割分担にとらわれず、様々な活動に参画していきける条件を整備していくことが必要である。個人がどのような生き方を選択しても、それに対して中立的に働くよう、社会制度・慣行について個人単位の考え方に改めるなど必要に応じて見直しを行う。</p> <p>これまで、我が国の社会制度等について、男女共同参画社会の形成という視点からの調査が十分行われてきたとは言えない。このため、政府の施策が、女性と男性に実質的にどのような影響を与えるかなど、男女共同参画社会の形成に与える影響について調査を進めていくこととする。</p> <p>(中略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査の実施</u> 政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査（以下「男女共同参画影響調査」という。）について効果的な手法を確立し、的確な調査を実施する。また、こうした取組について、地方公共団体においても取り組めるよう、情報提供する。 ・ <u>家族に関する法制の整備</u> 男女平等の見地から、選択的夫婦別氏制度の導入や、再婚禁止期間の短縮を含む婚姻及び離婚制度の改正について、国民の意識の動向を踏まえつつ、引き続き検討を進める。 ・ <u>個人のライフスタイルの選択に中立的な社会制度の検討</u> 税制、社会保障制度、賃金制度等、女性の就業を始めとするライフスタイルの選択に大きなかわりを持つ諸制度・慣行について、様々な世帯形態間の公平性や諸外国の動向等にも配慮しつつ、個人のライフスタイルの選択に対する中立性等の観点から総合的に検討する。 また、これらの制度は相互に関連しており、総合的な視点からの検討も必要であることから、諸外国における社会制度について総合的な視点から調査研究を行う。 女性と年金の在り方について指摘されている問題については、厚生大臣の下に設置した各分野の専門家からなる検討会において、民事法制、税制、他の社会保障制度等との関連や諸外国の動向、社会実態など幅広く研究しながら検討を行う。 ・ <u>職場・家庭・地域等における慣行の見直し</u> 職場・家庭・地域等様々な場における慣行についても、性別による偏りにつながるおそれのあるものについて、広くその見直しを呼びかける。 <p>(中略)</p>	<p>内閣府、法務省、財務省、厚生労働省、関係府省</p>